

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
小林市案内所・休憩所設置運営要項

1 目的

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市歓迎装飾・接伴実施要項」に基づき、小林市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿舎、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営に関して必要な事項を定める。

2 設置場所

案内所及び休憩所は、原則として各競技会場に設置する。

3 設置期間

案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

案内所及び休憩所の開設時間は、原則として、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

5 業務内容

（1）案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関すること
- イ 競技の案内に関すること
- ウ 交通、宿泊及び観光、物産等の案内に関すること
- エ 案内資料等の配布に関すること
- オ 迷子、遺失物、拾得物の取扱に関すること
- カ その他各種案内に関すること

（2）休憩所

- ア 必要に応じて行う、大会参加者等への飲食物の提供に関すること
- イ その他、休憩所運営に関すること

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置・運営について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置・運営についても、必要に応じて、この要項を準用する。
- (3) 日本のひなた宮崎障スポにおける案内所及び休憩所の設置・運営については県と協議の上決定し、実施する場合はこの要項を準用する。